

支部ニュース

2013 年 8 月 No. 477

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川
2-3-28-201 Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

●憲法問題

※第7回連続憲法学習交流会「改憲勢力の歴史認識～

日本軍「慰安婦」問題をとおして～・・・大森典子

・『慰安婦』問題と歴史認識」の学習会の感想・・・法科大学院修了生

・学習会「慰安婦」問題と歴史認識感想・・・中村太郎

※「9条世界会議関西2013」に参加しましょう・・・島田修一

※憲法問題にとりくんで

・誰もが賛同できる憲法論議・・・小口克巳

・「2013 したまち憲法の集い」開催します！

(東京東部法律事務所における憲法に関する取り組み)・・・仲里歌織

・2013. 6. 25 党派を超えて憲法96条改憲反対

宣伝行動@蒲田駅東口・・・泉 雅剛

●「若手弁護士へのメッセージ」・・・齊藤展夫

※「若手弁護士へのメッセージ」への返書・・・與那嶺慧理

●新人紹介・・・石島 淳

●7月幹事会議事録

●日誌

*****サマーセミナーに参加ください*****

日時 8月23日(金) 13時30分～24日(土)12時(予定)

内容 1日目 半田滋氏講演「改憲・自衛隊・日本の行方」
夕食懇親会に「八法亭みややっこ」寄席

2日目 拡大幹事会「徹底討論・憲法運動」

場所 箱根 ホテル岡田

費用 17000 円

憲法問題

第7回連続憲法学習交流会「改憲勢力の歴史認識～日本軍「慰安婦」問題をとおして～

(7月連続憲法学習会講義大要)

町田法律事務所 大森 典子

1 慰安婦問題とは何か

橋本氏、安倍氏など政府の責任を否定する立場からの主張は、慰安婦は公娼であって、日本政府の官憲が強制連行したのでなければ、女性たちは稼ぎに行ったのであるから、日本政府に責任はないというもの。

これに対し、国際社会の理解は、慰安婦たちは性奴隷であったとしている。慰安所へ騙して連行しても、業者に連行させても、慰安所で自由を奪って兵士の相手を強要したのであれば、性奴隷であるというもの。

「慰安婦」制度は軍の中央が組織的に作り、運営した制度である。世界的にも軍の駐屯地などには民間の売春宿があったが、軍中央が組織的にこのような制度をつくったところは日本とドイツの他にはない。当時「公娼」制度が合法的にあったといっても、そうした民間の売春宿で働く女性たちも借金に縛られて事実上廃業の自由もない「性奴隷」であった。そして戦地に作られた「慰安所」はそうした「売春宿」とはまた比較にならないほど、非人間的な環境であって、まさに人間としての扱いではなかった。

軍が慰安婦制度をつくったのは、占領地で兵士の強姦が膨大な数にのぼり、占領地住民の怒りを買って占領地を治めることができなくなるのを回避するためといわれている。この「慰安婦」問題の背後には、南京大虐殺におけるレイプや、華北（山西省、河北省、山東省）での三光作戦（焼きつくし殺しつくし奪い尽くす）という作戦の下で残虐行為があったという歴史認識（背景）をもって「慰安婦」問題を考えなければならない。

日本政府の責任は、慰安所を軍中央が組織的に作らせ、運営させたところにある。

2 日本政府の責任を否定する立場とその批判

厚生労働省は、1991年まで「慰安婦」の存在は認めていたが、「慰安婦」は民間の業者が連れあるいていたもので、政府として調査はできないなどと回答していた。このような日本政府の回答に怒った金学順さんという「慰安婦」被害者が実名を出して事実を訴えた。



安倍氏や橋本氏、あるいは右翼的な新聞、雑誌などは、「官憲による強制連行」がなければ日本国に責任ないとしている。官憲による強制連行さえなければ、女性が騙されてそのような場所に行った場合も、借金で売られていった場合も、女性たちは金を目当てに行ったのだから、日本政府に責任はない。また軍から依頼されて女性たちを集めた業者が強制的に連行したのは、業者の責任であって、政府に責任はないというのである。

しかし被害者が語ることばを聞いて、国際社会は慰安婦は奴隷制度、しかも性行為を強要する「性奴隷制」であるとした。慰安婦制度は人間の自由や意思を封じて、女性を性奴隷にするものである。したがって、強制連行の有無が問題ではなく、被害女性がどのような目にあったのかが問題である。

「共同研究日本軍慰安婦」(大月書店)という本に、慰安婦はどのような生活実態だったかが記されている。同書160頁に、1日に数回、多い時は数十回も相手をさせられ、性器がはれ上がったなどと記されている。水木しげるのマンガにも、女性が小部屋に入れられて、その部屋の前には男の列が並んでいる様子が描かれている。

橋本氏や安倍氏はそのような事実を論じていない。慰安婦の女性は今も人間の尊厳も奪われ、動物的な扱いをされていたのであるから、戦前に公娼制度が合法であったからということは政府の責任を免れる何の理由にもならない。

植民地の女性に対する差別により、慰安婦は植民地の女性が多かった。日本から慰安婦を送る場合は21歳以上でなければならないという制約があったが、植民地ではほとんどが未成年者であった。

ようするに、この問題の争点は、連行の態様ではなく、「慰安婦」のおかれた生活の実態である。もと外交官の東郷和彦氏は、日本の国会やマスコミで「慰安婦」のおかれた生活実態ではなく、強制連行の有無を問題にしていることを取り上げて、日本の人権感覚は「ガラパゴス状態」であると述べている。

3 日本政府は謝罪したのか

1993年に発表された河野洋平官房長官談話を日本政府が政策の根幹に据えてその内容を実施すれば、現在の賠償問題がこれほどまで続くことはなかったかもしれない。河野氏は、「慰安婦」の被害事実を認めて謝罪、国家として何等かの措置をとること、教育で後世に伝えることを談話で表明した。

しかしこの談話が出された直後から、政府関係者や与野党の国会議員、読売新聞などのマスコミから、「官憲による強制連行を認めた河野談話の事実認定は誤りである、証拠がない、したがって日本政府には責任がない」などとして、謝罪の必要はないとの発言が相次いだ。諸悪の根源は河野談話にありとされ、中学校教科書から「慰安婦」の記述が完全に削除され、安倍氏が首相になり、先般の橋本発言につながっている。

教育の現場では「慰安婦」問題を子どもたちに教えないように、中学校のすべての教科書から削除された。一切の教科書から「慰安婦」の記載がなくなった。高校教科書からもなくなりつつある。

しかし1991年、「慰安婦」問題が世界に明らかになって以来、国際社会からは、日本政府

は事実を認めて謝罪及び補償をし、加害者を処罰し、次世代に教育することなどが勧告されている。2007年7月30日の米国下院決議でも日本は「明確であいまいなところのない」謝罪をすべきとされた。

4 アジア女性基金について

アジア女性基金は河野談話に基づいて1995年に作られたが2007年に解散した。日本政府は請求権を放棄した条約上、国として被害者個人に賠償することはできないとして、国民の募金から、被害者に一人200万円を支払うとしたが、大部分の被害者は受け取りを拒否した。日本政府は「法的責任はないが道義的責任の下で支払う」とされたからである。最終的に、台湾、フィリピン、韓国、オランダの4国の200名あまりに支払ったとされたが、国別の受け取った人数の内訳も公表されないまま基金は解散された。結果として極めて中途半端なものとなった。したがって、国際社会では、国家としての責任の取り方としては極めて不適切、不十分であるから国として責任をとったことにはならないと認識されている。

なおインドネシアでは日本は個別補償をしないで老人施設をつくるなど間接的な補償をしたので、被害者は個人への補償を求めている。

5 現在の状況

日本政府は謝罪も賠償もしていないし、現在および将来の日本の市民に事実を伝えようとしていない。日本の歴史の中で、国連をはじめとした国際社会から、20年以上にわたり、批判を浴びているものはほかにはないと思われる。

安倍首相は、村山談話と河野談話を見直すと明言していたが、歴史認識について、安倍氏の本音が出ると国際社会から厳しい批判を受けることが予想される。

現に、韓国政府は、日本政府に対し解決を求めているが、2011年8月30日、韓国の憲法裁判所から、韓国政府が日本との間で、「慰安婦」の損害賠償請求権が消滅しているのか否かについて、日韓請求権協定上の手続きをとって、被害者の請求権を明確にしない「不作為」は憲法違反とされた。

日韓請求権協定は植民地支配や戦争による被害を解決していない。

解決とは、被害事実をきちんと認め、およそ人間と思われないような扱いをしたことを謝罪すること、そして謝罪したことを日本政府の立場として一貫させ、明確にすることである。

補償については、最高裁判決で請求権を放棄したというのは、被害者は日本の裁判所に訴えても、請求認容の判断をもらうことはできないということであって、請求権自体は存在していると判示された。そうだとすれば日本は謝罪と補償をすべきことになるので、現在日本政府の立場にたっても解決すべきだとして、運動を進めているところである。

「慰安婦」問題とは、戦場における膨大な性暴力のひとつの象徴的な被害である。加害兵士の証言からそれをまとめた本の88頁で、行軍の最中に兵士が女性を見つけると強姦していた。纏足をしている女性をつかまえて性暴力をして楽しんでいた具体的な記述がある。こうした被害者がいることを認めて謝罪をしないと、韓国や中国で本当の謝罪と理解されないだろう。

背後にある戦争で日本が何をしたかをお互いの共通認識にする必要がある。

長沼節夫・本多勝一氏の「天皇の軍隊」という本、「南京事件と三光作戦」（笠原氏）という本では、加害の事実が詳しく書かれている。例えば、強姦に抵抗した女性を井戸に投げ入れ、その井戸の周りを女性の子どもが「マーマ」「マーマ」と言って叫びまわっていたので、その子どもも井戸に投げ入れ、手りゅう弾を投げ入れて殺害した、などの事実が記載されている。

ドイツではナチスドイツのしたことを具体的に認識するように心に浸みこむような教育をしている。しかし、日本にはそれがない。

被害の歴史もいま、風化されつつある。被害の事実も歴史認識にしておかないといけない。朝日新聞の投書を集めた「戦争」という本には、生きた人間がうじにたかられて「人間の形をした白い塊」になっている情景、眼鏡が蛆虫で動くなどの記載がある。前線に送られた兵士は、食糧も弾丸もない状態で密林に放り出されている。こうした作戦をとった大本営の幹部は何も責任を問われていない。原発の問題も同じである。起こってしまった被害の責任を問わないままに、安倍政権では再び戦争ができる国にしようとしている。

以 上

（質疑応答）

実際に被害遭われた女性に聴き取りをする際に苦勞をした経験は。

—PTSD がある。聴き取りをしていたらいきなり大声で泣いて止まらなくなってしまった。手からだんだんと固まって失神してしまうということで、付添人は手をもみほぐしていた。法廷の証言でもそういうことがあった。被害者は普段、夫や子供にも言えないで溜めている。集会などで話していて倒れて救急車で運ばれてしまうこともある。

ある人は、今でも日本人を信用していないのでありきたりの被害事実しか語らず、当初この内容で訴状を書いた。隠れていた洞穴で日本兵に燻し出されて、表へ出て捕まったという経験を最初は話してくれなかった。信頼関係を築いていき、ようやく話してくれるようになった。

PTSD になると記憶がフリーズしてしまう。兵士たちがたくさんいるところに出て踊らさられて棒でつつかれたということを鮮明に話すようになった過程を思い出せない。そうした被害を受けた女性は生まれてきた子どもに虐待をしてしまう。

天皇の軍隊がそういったことをすることを政権は認めたくないのではないか

—皇軍の恥になるから認めようとしない。特に南京大虐殺と慰安婦問題。だから安倍政権の下では事実を認めさせるのは難しいかもしれない。しかし国際社会からは孤立する。

今度の橋本発言は若い世代から出てきた。感想は

—男は性欲を抑制できないから、風俗の女はその防波堤になって普通の女を守るしかない、という。これは慰安婦を作った軍隊と同じ考え方。本音かもしれないがそれを公で言うということを許してしまう、いまの日本の人権感覚も問題。

東南アジアに旅行に行くのは性交渉が絡むのが当然という時代があった。

—そのときよりはましになったかもしれないが男の性を女が相手するという考え方が変わってな

い。女性の人権を無視するのは社会が許さないという社会の風潮がない。東郷氏は、アメリカ人の場合は慰安婦の話を聞いたら、もし自分の娘がそういう目に遭ったら、というように考える。こうした人権感覚の研ぎ澄まされた社会。

現代の日本と国際社会の受け止め方の違いもあるが、当時も違いがあったのか。ドイツと日本以外には慰安婦制度はなかったのか。日本と軍隊と外国の軍隊とは違っていたのか。

一日本軍は何年戦場にいるかわからない。外国では休暇制度がある。家族との生活の時間を保障している。ソ連ではそれがなかったらしい。しかしソ連では軍として慰安所を設置したことはなかった。慰安婦制度をつくったのは日本軍がはじめてで他にはない（ドイツもあったといわれているが詳細はわかっていない）。女性たちのみならず兵士たちも人間的でない扱いを受けた。アメリカ軍は原則6か月で休暇。ロシア軍は女性の憲兵隊がいて、犯人を撃ち殺してしまうらしい。

自民党の改正案は逆行している。その点はどうか。

一日本国憲法は、被害と加害を反省して二度と政府の行為によって戦争をしてはいけないというのが憲法の核心だということを認識しなければならない。それを多くの人に語ってもらいたい。若い人たちに戦争の具体的なイメージがないというのは日本の教育の弱点である。日本は悪くなかったという認識で進むのは国際社会とかい離している。憲法を押し付けられたから、押し付けられる前の国体に戻るといえるのは日本国民の意識とは違う。

ドイツでは70年代にナチスドイツを反省しようという運動が若い人から起こった。日本ではそうした運動がないのはなぜか。

一ドイツでは、親がナチスの時代になにをしていたか、を子供たちが親に問うということが広く行われ、歴史を見直し、国民が共通に過去の歴史を記憶し後世に伝えることが行われてきた。日本では歴史を見直す方向に向かわなかった。ドイツでは国のリーダーがそうした認識に導いたのだと思う。国のリーダーは国の歴史認識を語るべきである。そして、議論すべきだと思う。しかし今の日本では、そのようにすべきだという世論が弱くてそうならない。

『慰安婦』問題と歴史認識」の学習会の感想

法科大学院修了生

私は法科大学院修了生ですが、戦後補償問題について学びたいと思い、憲法連続学習会の『慰安婦』問題と歴史認識（講師は大森典子弁護士）に参加させていただきました。以下、感じたことや考えたことについて述べさせていただきますと思います。

大森先生はまず、安倍首相や維新の会の橋下代表などが、「従軍慰安婦」のことを日本政府が強制連行したのではなく「公娼」として稼ぎに行った人たちだと主張していることに対して、歴史の事実を歪曲するものであり日本を国際社会から孤立させるものだと、怒りをこめて批判しまし

た。そして、「従軍慰安婦」は日本軍が組織的制度として設置した性奴隷であり、行われたのはまぎれもない性暴力であったということを、大森先生自身が中国で被害者から聞き取り調査をしたときの証言や歴史学者による歴史研究などから具体的事実をもって説明してくださいました。大森先生は具体的事実をもって反論すべきだと強調されました。

私はこのお話を聞いて、自分はこれまで安倍や橋下の発言を聞いて感覚的にはそれはおかしいと思っていたけれども、それではいまだ観念的であり、具体的事実即して考えるということがおろそかになっていたのだと反省させられました。具体的事実を調査検討しどの事実をどのように歪曲しているのかを整理し批判するということは弁護士として求められる発想と作業であり、それを大森先生は地道に行っているのだと感じました。

また、質問者から「従軍慰安婦」制度は天皇制と密接に関係しているのではないかと問われ、大森先生はまさに「従軍慰安婦」と南京虐殺事件は皇軍の恥であるからこそ安倍首相ら改憲勢力は隠蔽したいのだと本質を突きました。そして、日本は過去から現代まで間違ったことはしていないというのが彼らの歴史観であると指摘されました。

私はなるほど改憲勢力にとってはこれらの歴史的事実が邪魔なのだと改めて考えさせられました。まさに、天皇を元首化し「戦争できる国」にするべく改憲を実現するためには民衆の反戦・厭戦意識を払拭したい、そのためにはその意識の基礎になっている歴史意識を転覆したいというのが改憲勢力の本音なのだと思います。つまり、「従軍慰安婦」をはじめとする天皇制国家権力による歴史的罪業の事実を歪曲・隠蔽するのは、歴史意識を偽造することにより政治意識を改変することを狙ったイデオロギー攻勢なのであると実感しました。だからこそ、とりわけ社会的意識が養成される学校教育現場で日の丸・君が代とともに子どもたちに強制することに権力者は狂奔しているのだと思います。

さらに、別の質問者からはドイツの反省とは対照的に日本で歴史歪曲がまかり通ることについての運動側の弱点、その主体的根拠は何かとの問いには、大森先生はドイツでは戦後、若者が親の世代がナチス時代に何をやってきたのかを追及したが日本ではそのような動きはあまりなかったと指摘されました。

私はこれは非常に難しい問題だと思いました。日本では原爆投下や空襲などの被害の歴史から反戦・厭戦意識が形成されてきているため、運動側もそれを強調しがちだった一方、植民地支配や侵略戦争の加害者としての歴史意識が弱かったのは無理からぬことではあるように思います。しかし、やはり今回の議論を聞いて、それではまだまだ不十分であり、加害の歴史を具体的事実をもって認識し意識を高めていくことが必要なのだと感じました。

麻生副総理が改憲にはナチスの手口をまねるべきだと発言し、改憲によるファシズム国家体制づくりが着々と進められている今、過去の加害の歴史に向き合うことは反改憲運動にとっても重要であり、早く自分もその担い手になりたいと改めて感じています

学習会「慰安婦」問題と歴史認識感想

フリーライター 中村 太郎

昨年、写真家・安世鴻氏による作品展「重重—中国に残された朝鮮人元日本軍『慰安婦』の女性たち」を新宿ニコンサロンで観ました。

戦後から今日にかけて中国に捨て置かれたままの、元日本軍「慰安婦」のハルモニたちを、ていねいに取材したものです。

本展は、右派市民団体等の恫喝に屈したニコン側による中止騒動を経ての開催で、会場内のそこに警備員が立っているという、ものものしい雰囲気にも包まれたものでした。百歩譲って右派の主張もひとつの言い分と見たとしても、それに対抗する主張を何があんでも国民の耳目に触れさせまいとするその姿勢に、かえって彼らの本心を見る思いでした。こういったことが自分の日常に発生する今日の異常を考えた時、その背景について思いを及ぼさざるを得ません。

一国の首相や自治体首長の立場にいる者が、父祖の世代の許されぬ犯罪をなかったことにしようとする。それが通用すると思っている。そのような社会に、残念ながら私たちは生きています。

もし私たち国民がこの社会を許容するなら、それは私たちが父祖の罪を再び重ねることを意味し、未来を生きる子どもたちにも大きな傷を負わせることとなるでしょう。しかし未来の世代を守ろうとする時、私たちには相手の手を読みそれに対抗する武器＝正しい知識と思想が必要となります。今回の学習会で大森先生は、「慰安婦」問題における日本政府の責任を否定する潮流＝改憲勢力が、いかなる手練手管を用いて史実から逃れようとしているかを示されました。論点を官憲による強制連行の有無の問題にすり替え、性奴隷として虐待した人権蹂躪の事実を等閑視しようとする。そういう立場が国際的にも通用しないこと、いかなる経緯をもってしても、人間を奴隷に貶め、尊厳を奪い、肉体も精神も踏みにじることなど絶対に許されない—なかならず国家が制度的にそれを保証することなどあってはならない—まずそこを揺るがぬ立脚点とすべきことを学びました。

そしてそれは、一度罪を認めれば済むという問題ではなく、国家による個々の被害者への賠償・保証という形で責任の所在と謝罪の意を公とし、その立場を後退させないための永続的な取り組みを実践してはじめて、父祖が激しく傷つけた隣人同胞との友情・信頼回復の道が拓け、国際社会の一員としての未来ある社会を子・孫に引き継ぐことを痛感しました。

これは、私たちの世代が決して避けては通れない責任であり、たたかいです。私は、世界中の市民と本物の友情を築き尊敬し合いたい。そうしてはじめて私は日本人としての誇りを取り戻せるし、その誇りをこそ子孫に受け継がせたいです。今後の学びと行動の新たな契機をいただいた学習会でした。大森先生、関係者スタッフの皆様、ありがとうございました。

「9条世界会議関西2013」に参加しましょう

9条の会東京連絡会事務局長（旬報法律事務所） 島田 修一

今秋、標記の世界会議が大阪で開かれます。2008年5月に開かれた千葉・幕張メッセでの9条世界会議が再び日本で開催されるものです。

10月13日の国際シンポには海外からアン・ライトさん（元米陸軍大佐）、イ・キョンジュさん（韓国、仁荷大学教授）、ベルハッセン・エヌーリさん（チュニジア、弁護士）、ロベルト・サモラさん（コスタリカ、弁護士）ら約20名がゲストとして参加。国内ゲストは現在、伊藤真さん（伊藤塾塾長）、ロニー・アレキサンダーさん（神戸大学大学院教授）、高遠菜穂子さん（イラン支援ボランティア）が確定。午後は3つの分科会で、テーマは「戦争のない世界」「アジアのなかの9条」「平和への権利」。

翌14日の1万2000人参加の記念イベントは3つのワークショップ、ゲストスピーチ、上條恒彦さんの出演、1000人合唱団を予定。詳しい情報は、織り込みチラシと <http://9jou-kansai.com/> を参照ください。

08年世界会議は、前年の参院選での与野党逆転で安倍政権が崩壊した直後に3万人が参加し、翌09年の政権交代に大きく繋がりましたが、今回は復活した安倍政権が参院選で大勝した直後に開催されます。参院選後、憲法をめぐる情勢は極めて厳しくなってきました。18歳投票権を国民投票に限定する改憲手続法の改訂、安保法制懇報告（10月予定）を利用した集団的自衛権行使容認解釈、「国の安全、外交、公共の安全及び秩序の維持」の前に知る権利・報道の自由を制限する秘密保全法案、策源地（敵基地）攻撃能力保有をめざす防衛大綱改定等々、安倍政権は「暴走」を始めようとしています。しかし、アジアの人々との間の信頼の礎となってきた憲法9条を変えることが近隣諸国に脅威を与え、摩擦を生み、軍拡が激しくなるなど国際関係に大きな影響を与えることは必至です。「9条世界会議」は9条をめぐる海外の人々の声を聞き、意見交換し、あらためて9条の価値を考える重要な機会となるものです。大成功させて改憲策動に激しい打撃を与えていこうではありませんか。

チラシをご希望の場合、島田までご連絡ください（Tel 3580-5311、fax 3592-1207）。また、予算概算は2700万円ですが、その大半は参加協力券（1日1000円）の普及および賛同金（個人1000円、団体1万円）にあります。団員、事務局の皆さんの参加とご支援をよろしくお願いします。

憲法問題にとりくんで

～誰もが賛同できる憲法論議～

お茶の水合同法律事務所 小口 克巳

都議選では、自民党は得票率得票数とも伸ばして圧勝、引き続き参院選でもやはり自民党の圧勝との結果となりました。改憲策動の危険性は格段に強まったと見るべきです。現に開票速報でのインタビューで、安倍総理、自民党石破幹事長は憲法改悪への強い意欲を表明していました。投票率最低水準は、政治への期待感がないことを示しています。共産党の躍進は、自民党政治暴走への警戒と革新への期待の表れですが、より多くの国民が結果として改憲を目指す党を選んでしまったわけです。

そこで、反対運動ですが、健全な危機感を呼び起こすことが必要で、改憲策動阻止の要諦はリベラルな保守層の動向だと思います。先日、高校生、高校教員、父母を相手に30分ほどの話をしたことを報告します。

新しい憲法の話

誰にも抵抗なく、とおる話が、かつてであれ政府が語った憲法の価値です。新憲法制定直後の1948年、文部省（当時）は中学生向けに副読本を配布しました。復刻されて本屋にも出ている「新しい憲法の話」（200円）です。いうまでもなく、憲法改悪の標的は9条ですが、9条の価値について誇りをもって語っています。世界に先駆けて戦争放棄をし、武器を廃棄することについて、「みなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国（ママ）よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」と断言しています。挿絵には、武器が溶解処理されて、鉄道や船、建物などに生まれ変わっている情景が描かれています。政府機関が出した書物の記載は、憲法の実像を示す上で、強い説得力をもつと思います。インターネット「青空文庫」などでも検索できますので、是非活用してください。

集団的自衛権

憲法改悪の重大なねらいである9条改悪関連で、集団的自衛権の話は重要で外せないと思います。明文改憲にせよ解釈改憲にせよ現時点での憲法改悪の焦点です。

私が行った高校での講演では、集団的自衛権の概念とともに、集団的自衛権を口実として、ベトナム戦争を始め、名だたる侵略戦争が敢行されたこと、また、日本が自動的にアメリカがしている戦争に巻き込まれる危険を指摘しました。そして、憲法の平和条項が、もともとは、戦力を持たず、交戦権も否定した当初の精神を話しました。これに対して、「親せきに自衛官がいる」という方から質問があり、9条での戦争放棄の話に対して自己の存在を否定されたか

のように感じたことが窺われました。

話す側として、重要な留意点だと思います。自衛隊が憲法違反か否かに意見の違いがあっても、集団的自衛権については、政府の公式見解が憲法違反であるとしてきたことです。これによって、自衛隊の行動に歯止めがかかったことは疑いがありません。自衛隊を憲法違反と考えるかどうかに関わりなく、アメリカの戦争に巻き込まれ、軍事行動に走る危険をさけることが共通の思いとなると感じました。自衛官を身内に持つ方とも共有できるはずです。さまざまなレベルで、どこまで、誰と一致できるかを念頭に置いて話すことが肝要だと思います。

国防軍になれば軍法会議も設置されることになるでしょう。そうなれば、石破幹事長が口を滑らせた「死刑」発言もますます現実味を帯びてきます。

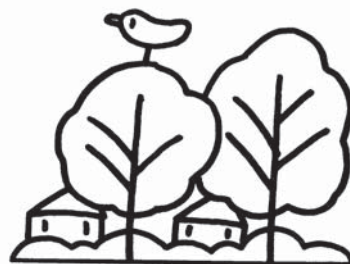
96条改悪について

政治信条の如何を問わず憲法は権力を縛り、憲法に従って権力行使が存立することは、法律家なら誰にとっても常識です。私が行った高校での講演では、3月14日付の日弁連の意見書を紹介して、法律家なら立場の如何を問わずに改正要件緩和反対で一致したことを話しました。この事を述べることは重要だと思います。

96条に続き97条からの最高法規の章が配置されていますが、この章は特に重要だと思います。ここで、基本的人権の普遍性、すべての権力行為は憲法の下にあること、天皇を含む公務員が憲法尊重擁護義務を負い、国民はその中に列挙されていません。憲法そのものに基本的人権の為に憲法があること、立憲主義の内容、そして拘束する対象をはっきり述べています。加えて、「幾多の試練に耐え」と、人権を侵害する勢力、つまりは（権力との）闘争のなかで人権が勝ち取られてきたことが明文で書かれています。最高法規の章は、憲法そのものが、憲法の歴史的役割を語っているのです。講演でももちろん強調しました。それだからこそ、憲法改正の要件も厳しいのです。ちなみに、明治憲法73条でも帝国議会の3分の2出席、その3分の2を議決要件としています。

ささやかな経験ですが、機会を見つけて、できれば聴衆がいる限り売り込んででも憲法の価値についての共通の理解をひろめ、憲法改悪の動きを封じていかなくてはとあらためて思います。

以上



「2013 したまち憲法の集い」開催します！

（東京東部法律事務所における憲法に関する取り組み）

東京東部法律事務所 仲里 歌織

当事務所では、下記のとおり憲法に関する継続的な取り組みから、今回の改憲の動きを睨んだ取り組みまで様々な取り組みをしておりますので、活動をご紹介します。

1. すみだ九条の会

当事務所は、すみだ九条の会（2005年10月13日発足）の事務局を務めており、すみだ九条の会では毎月「9」のつく日に、JR錦糸町駅で9条に関する宣伝行動を行っております。今年で8年目を迎えますが、事務所では、このような地道な草の根の取り組みを大切にしており、今後も重要な活動のひとつとして取り組みを継続していきたいと考えています。

2. 憲法学習会の講師

改憲の危機を共有する多くの民主的団体から、講師依頼を受けており、既に当事務所の弁護士の多くが憲法学習会の講師を引き受けています。正確な数は把握していませんが、憲法学習会の数は、既に両手で数えきれないくらいの数に達しています。私自身も講師として学習会に足を運びましたが、改憲を許してはならない、戦争をする国にしてはならないという強い思いや熱意を共有し、私自身とても貴重な時間を過ごすことができました。当事務所では、今後も引き続き、地域からの憲法学習会の要請に応えていきたいと考えています。

3 憲法の集い

タイトルにも書きましたが、2013年11月5日、1000人規模の憲法集会を東部地域で開催すべく準備を進めています。当事務所では、今まで改憲や悪法の危機の際に大規模な集会を開催してきました（2006年の改憲の危機の際にも1000人規模の集会を開催しています）。このような歴史を踏まえ、「戦後最大の改憲危機と言われている2013年にも憲法集会を開き、改憲をくい止める国民的運動を作る必要がある」といった議論を経て、開催に踏み切りました。多くの民主的団体に呼びかけ、既に第1回実行委員会を開催し、11月5日に向けて準備を進めているところです。ぜひ、多くの方にご参加いただき、改憲反対の大きな動きを一緒に作っていききたいと思います。

2013 したまち憲法の集い

～平和のために、いのちのために、こどもたちのために今考える憲法～

日時：2013年11月5日（火）午後6時開場

場所：ティアラこうとう（江東公会堂）

内容：講演 渡邊えりさん（女優）、講演 伊藤真さん（弁護士）

4 以上、簡単ですが、当事務所での取り組みの報告とさせていただきます。今後とも皆様と一緒に協力をし、改憲阻止の取り組みを続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

2013. 6. 25 党派を超えて憲法96条改憲反対宣伝 行動 @蒲田駅東口

東京南部法律事務所 事務局 泉 雅剛

『弁護士9条の会・おおた（以下「弁9」といいます。）』の活動を紹介させていただきます。本来であれば「弁護士9条の会」なので、弁護士が投稿すべきかと思いますが、事務所会議の成り行きでご報告させていただきます。

さて、弁9は、大田区に在住・在勤の弁護士でつくる9条の会です。憲法9条はもちろん、9条に限らず、情勢にあわせて幅広い憲法問題をとりあげ、地域で学習会を開催しています（これまでの企画はHPをご参照ください <http://lawyer-a9oota.main.jp/intro/intro3.html>）。

今回、ご紹介したい活動は、党派を超えて憲法96条の「改憲」反対を訴える宣伝行動を行ったことです。宣伝行動は本年6月25日17:30～18:30に蒲田駅東口で行いました。

安倍政権は、7月の参議院選挙で2/3以上の議席獲得をめざすと打ち上げています。改憲のハードルを低くできたら、次はいよいよ9条を変えるのだと公言していました。

こうした危険な動きに対して、弁9は参議院選挙前に地域にもっと広く訴えていく必要がある。と考え、大田区内の全政党（自民党以外）に呼びかけ、憲法96条の先行「改正」はもちろん、憲法96条の「改憲」反対を訴える宣伝行動を行うことにしました。この宣伝行動の発案者は弁9世話人の長尾詩子弁護士です。党派を超えて宣伝行動ができるのではないかと考えた理由は、先の都知事選で、大田区内で『社民党』『新社会党』『生活者ネット』『日本共産党』『民主党（区議が個人として）』が共同して、宇都宮候補の街頭大演説会を行う事が出来た経験からでした。この経験を生かして、「憲法96条改憲反対」を一致点とすれば共同して宣伝行動ができるのではないかと考えたのです。

弁9が各政党に呼びかけを行ったところ、緊急の宣伝行動にも関わらず、当日は『新社会党』『生活者ネット』『日本共産党』『緑の党』が参加をしてくれました。参加してくれた政党と弁9の世話人でリレートークを行い、党派を越えて「憲法96条改憲反対！」「憲法守れ！」のメッセージを訴えました。なお、東京新聞が取材に駆け付けてくれましたが、残念ながら翌朝の記事には載りませんでした。

弁9は、今後も情勢にあわせて様々な取り組みをしていきたいと思っております！

↓ 日本共産党 黒沼良光さん



↓ 緑の党 野呂恵子さん



↓ 弁護士坂井興一さん



↓ 生活者ネット 奈須利江さん・北澤潤子さん



↓ 新社会党 石河康国さん



↓ 弁護士黒澤有紀子さん



「若手弁護士へのメッセージ」

八王子合同法律事務所 齊藤 展夫

私は、1966年4月弁護士（18期）となり、松本善明LO（現代々木総合）入所、労働弁護士として、スタートを切り、いきなり争議現場に放り込まれ、団体交渉中暴行傷害で逮捕された組合幹部3名との接見、首切り事件を担当することになった。被疑者との接見、激励、勾留理由開示公判、釈放闘争、組合員への経過報告、組合運動や救援活動の学習会、会社門前での解雇反対闘争と慌ただしく過ごし、刑事事件公判が始まる頃、解雇撤回要求と裁判所への地位保全仮処分事件提訴、労働委員会への不当労働行為申立事件などが始まっていった。労働争議現場で、当該組合員、労働組合活動家や総評のオルグ、救援会活動家などに教えられたり、共同行動をしたり、先輩弁護士に電話で指示を仰いだりしながら無我夢中で事件処理に当たった。公判闘争や地位保全は、先輩弁護士、同僚弁護士などから指導協力を受け共に闘った。その後結核病院閉鎖事件や中国共産党毛沢東一派からの日本の労働運動、民主運動への暴力、干渉事件、解雇事件などとの闘争などめまぐるしく過ごすうちに、1年がたち、67年1月松本善明衆議院議員初当選、社共共闘による美濃部革新都知事誕生（67年4月）の期待が高まる中、選挙運動と平行して4名（私は、弁護士経験1年で参加、先輩は、経験5年2名、4年1名）の少壮弁護士で事務所建設を進め、基地の街立川市に民主的法律事務所（三多摩LO）を67年5月設立した。以来私は、多摩地域を活動の場とするようになった。当時三多摩地域は、米軍基地被害、基地撤去闘争、電気、自動車などの大企業や関連中小企業での労働組合運動敵視政策、組合活動への干渉、労働争議の弾圧、解雇などあらゆる不当労働行為がまかり通っていた。また、多摩ニュータウン建設に伴う土地収用という土地取り上げ、区画整理事件などが多発し、都内との格差に苦しむ住民たちの生活環境などの要求から様々な事件が多発した。弁護士1年目は一般市民事件などやる暇もなかったし、担当するのは借地借家被告事件だけであった。多摩地域で活動するようになって、初めて一般市民事件の原告事件を担当するようになった。労働事件としては、日本電子やミツミなど争議責任を問われる大量解雇事件と多数の一人争議事件、選挙弾圧事件、ビラ貼り弾圧など各種選挙のたびに毎日のように逮捕者が出たため多忙を極めた。しかしLOには、毎年若い弁護士たちの大幅増加で数々の難事件の処理に当たり、解雇撤回現職復帰を勝ち取り、労働公安事件で無罪をとるなど数々の勝利を勝ち取ることができた。勝利の陰には、多くの事件関係者の永年にわたる語り尽くせぬ努力と闘いがあった。私は、解決までに10数年を要する事件を20件弱担当し、事件本人、守る会や支援共闘会議などの人々と苦楽をともにしてきた。また、憲法改悪反対、小選挙区制反対、刑法改正反対運動、弁護人抜き法案反対運動などの悪法反対闘争に取り組み学習会への講師活動もなど増えていった。足りないところは、多摩地域や都内で活動する団員などの協力を得た

ことも大きな力になった。これら発展勝利の背景には、スト権の刑事罰からの解放に見られるような労働運動の高揚、公害闘争のもりあがり勝利、革新自治体の増加などがあつた。このような背景の中で、労働者や地域住民との連帯が進展していった。また、私たち多摩地域での団員の活動に期待を寄せる人々の熱い要求に応じて、私は、74年八王子合同LO設立、川口さんは、78年武蔵野LOを設立し、その後今日に至るまで、多摩各地に民主的LOが次々に生まれていった。

大型事件で早期勝利を勝ち取るためには、毎回審理の進め方や尋問準備などが欠かせないが、弁護団の努力だけでは限界がある。集団の知恵と力を結集することが必要である。そのためには、弁護団の団結は勿論、当該本人、支援労組、守る会など支援組織との協力共同の努力、団結が何よりも大事である。そのため何度も合宿したり、情勢や方針、闘いの到達点や勝利の可能性などについて、侃々諤々議論を重ね、意思統一を勝ち取る努力を惜しまず、闘いを継続させていくことが必要である。しかし、

このような生活は、家族には、多大な迷惑をかけたものと思われる。

私は、75年から95年まで、東京電力渡辺事件（東電営業所長によるクリスチャン女性に対する思想表明強要事件）、東京電力による共産党員、支持者であることを唯一の理由とする思想差別、賃金差別事件（一都六県の労働者142名が各地の裁判所に思想差別人権侵害を理由に損害賠償を請求した事件）を山梨弁護団長として関与し、最終的には、原告団、弁護団、支援共闘会議の団結と努力で、東京高裁において、全員勝利的和解を勝ち取ることができた事件に関与した。東電事件でも明らかなおと、私が永年関与してきた事件は、公選法事件、弾圧事件、解雇事件、ビラ貼り、ビラ配布事件などいずれも表面的理由はともあれ、根底に、思想の自由、言論表現の自由が介在していたように思う。弁護士として、反体制、少数者の思想の自由を如何に確保し進展させるかの闘いをしてきたように思う。そして、現場から事実から闘いの中から学びながら、集団の知恵と力を武器に、平和、民主、自由のために幾分なりともその役割をはたせたように思う。しかし、今年（2013年）夏の参議院選挙では、昨年の暮れの衆議院議員選挙に引き続き自民党が国会において過半数の議席を占有するに至ったことは、憲法改悪の危機が増したことでもある。まだまだ憲法13条の憲法保持義務のため不断の努力を重ねる必要大であると考えている。

「若手弁護士へのメッセージ」への返書

八王子合同法律事務所 與那嶺 慧理

榎本先生には、新横田基地訴訟の弁護団でお世話になりました。

新横田基地訴訟は、私が、弁護士になってはじめて参加した弁護団事件で、榎本先生は団長でした。

私が、榎本先生とはじめてお会いしたのは、おそらく弁護団と原告団で行った横田基地見学ツアーで、私は、先生を原告の方と勘違いして、どちらにお住まいですか？などと、今考えても顔

から火が出るような質問をしてしまったことを懐かしく？思い出します。

榎本先生は、「若手弁護士へのメッセージ」の冒頭で「先輩面をして書くこともあまり気が進まないで・・・」と書かれているように、謙虚な方で、いつも静かに、若手の弁護士などがいろいろと議論したりしているのを見守っておられました。でも、肝心な時にはきちんと発言される、そういう弁護団長でした。

榎本先生の今回の「メッセージ」を拝見して、先生が、砂川事件、松川事件、家永教科書訴訟、更には百里基地訴訟、恵庭事件、長沼事件など、判例集や教科書に載っているような大きな事件に関わってこられ、それらの事件の中で、先輩弁護士から、書面の書き方や裁判手続のやり方、法廷だけではない裁判のやり方などを学んで来られたことを知りました。「教科書に載るような事件に関わってこられたなんてすごい！！」というミーハー的な感想もありますが、弁護団長をされているような先生にも、若手の時代があり、1つ1つの事件に真剣に取り組んで学んで来られたことが、今日につながっているのだということに、私も1つ1つの事件にまじめに取り組んでいこうと、改めて姿勢を正す気持ちになりました。

私が参加した当時、新横田基地訴訟は、すでに高裁に係っていましたが、私は、裁判の中で、先ほどの基地見学ツアーをはじめ、騒音測定器を使つての被害調査や裁判官に現地に来てもらつての被害実態の検証（ここでは1つの検証場所について何度か通つて裁判官に指示説明する準備もしました）、原告本人尋問、更には承継手続（6000人の原告を抱えていたので半端な数ではありませんでした）など、様々な経験をさせていただきました。その中で、書面の書き方や尋問のやり方、戸籍の読み方はもちろん、原告の方々の気持ち、特に被害感情に寄り添うこと、裁判官にいかに関心の実態を伝えるかなど、弁護士としてその後に生かせることを学ばせていただいたと思います。

新横田基地訴訟は、終了してすでに3年以上経ちましたが、今年の3月に、第2次新横田基地訴訟が始まりました。

榎本先生のおっしゃるような「何か1つ得意分野をもって」というのは、私にとってはこれからの課題ですが、「大弁護団に入っているいろいろな先輩のやり方を学ぶ」ことは、横田基地訴訟をはじめ、いろいろなところで、引き続き続けていきたいと思います。

榎本先生、最近お会いしませんが、身体に気をつけて、ますますご活躍ください。また、横田の裁判にも、いらして下さい。お待ちしております。

新人紹介

八王子合同法律事務所 石島 淳

自己紹介を、ということなので趣味の話をしようと思います。

クラシック音楽をよく聴きます。最近のお気に入りアントン・ブルックナーというオーストリアの作曲家の作品。19世紀の後半に活躍した人物です。ブルックナーの交響曲は、1曲の演奏時間が1時間を超えることも珍しくありません。初めて聴いたときは、長くて退屈だったよう

に記憶しています。でも、彼には多くの根強いファンがいるのも事実なので、まだまだ自分には理解しきれない良さがあるのかもしれないと考え、しばらく期間をおいては何度か聴いてみました。そうするうちに、長大な曲ということもあって漫然と聞き流してしまったなかに、時折とても美しい旋律がでてくることに気付きました。そんな美しい旋律を生みだせる作曲家なのだから、他の部分にも実は素敵な何かが隠されているのかもしれない、と繰り返して聴いているうちにすっかり魅了されてしまったのです。数年経った頃には、CDやコンサートでもブルックナー作品の比率が高めになってきました。気に入るまでが随分と悠長だと自分でも思います。

ブルックナーは40歳頃から交響曲を作曲しはじめます。モーツァルトやシューベルトはその歳を迎える前にすでに亡くなっていました。多くの作曲家がもっと若いうちから華々しく活躍していたのと比べると遅いスタートといえるでしょう。私自身が、弁護士になるまで他の人より遙かに遠回りをしてきたので、そのあたりにも親近感を覚えます。

完成した曲の改訂を重ねたというのも彼の特徴です。ひとつの交響曲に異なる稿があつて、聴いてみると同じ曲なのに違う曲という不思議な体験をして楽しめます。クラシック音楽史に残る偉大な作曲家ですら作品を手直しするのだから、起案の書き直しを指示されるのもしかたないな、と思い日々精進しているのです。

クラシック（古典）という言葉には、単に古いというだけではなく模範とすべきものという意味あいも込められているようです。名作と呼ばれるものには、立ち返ってみるべき価値が含まれていると感じます。音楽にかぎらず、文学や美術、芸能や舞台などのジャンルでも同じことでしょう。

そして、日本国憲法という法典も、時代を越えた価値を持っていると思います。いまこうして好きな音楽を語っているように、憲法についても専門家としてその価値を広めていきたいと思っています。

このところ事務所に憲法講演の依頼が寄せられ、私自身も話をする機会をいただいています。労働組合や地域住民の集まり、大学生の勉強会に講師として出向いて、憲法とはどのようなものなのか、立憲主義とは何なのかをお伝えしてきました。そして、自民党改憲草案がどれほど憲法らしからぬものなのかという点も重要なテーマとして取り上げました。聞き手の関心のある領域によって話に工夫をしなければ伝わるものも伝わらなくなりますから試行錯誤の連続です。実務家になると憲法の勉強はしなくなると聞いたことがありますが、むしろ講演の準備のために学習するきっかけをもらっているように感じています。

これまでの歴史で、権力者の目の敵にされてしまい存分に能力を発揮できなかった作曲家や演奏家がありました。好きな音楽を聴いて幸福を感じられるのも、自由が保障された民主的な社会、平和な世界があつてこそ。憲法を活かす取り組みが自分の個人的な趣味の充実につながるという結びつきが面白いです。とはいえまだ今年の1月に入所したばかりで、さながら第1楽章の主題提示といったところ。今後ともよろしくお願いします。

7 月幹事会 議事録

参加者 11 人

1 参議院議員選挙後の情勢について

- M) 自公が安定多数を確保するなかで、自民党批判の受け皿としてぶれない共産党が議席を伸ばしたことは重要だ
民主党が衰退、二大政党制がくずれたことは財界にとって喜ばしいことなのか
安倍首相が 8 月 15 日にどう対応するか、消費税増税にいつ踏み切るか
TPP、沖縄、原発の問題などもあり、自民党が今後三年間安泰ということもない
自民党が崩れたときに受け皿がないのは、大変な混乱になることを含んだ結果だ
- M) 東京選挙区での山本太郎の当選、比例区の票は共産党に集まった可能性もある
東京では緩やかな統一戦線が広がっているように感じる
- M) 山本太郎の当選をどう見るかは慎重に柔軟に評価することが必要
原発、TPP の問題では明快で、東京革新懇の集会に参加したりメッセージ寄せたりしている。
どう手を携えていくのかを検討しなければいけない
改憲について自民党は加憲の公明党や民主党との連携を模索していくのではないかと
まず解釈改憲を進めていくことは目に見えている
- M) 三年後の参議院議員選挙で改憲勢力が 3 分の 2 を超える可能性がある
そこも念頭に置いて活動しないといけない
- H) 自公以外の野党勢力が現在のままの体制でいくとは考えられない
政界再編により、改憲勢力が 3 分の 2 を確保するのではないかとという危惧がある
- M) 石破幹事長は現在自民党改憲草案が理解されているとは思えないと発言している
幅広く広めるために学習会などの運動をしていくと言っている
これにより改憲論議が浸透し、進むのではないかと
- M) 政界再編の話は自然発生的に出てくるだろう
選挙に負けた政党は弱いから民主党は支えきれない
- S) 対立軸がはっきりしていた時代から、旧自民党プラスアルファ対少数政党へ
対立軸がどんどん形骸化していつている
- E) 受け皿がないから自民党が失敗しても消滅することはない 党首を変えるだけになる
- S) 自民党一党独裁体制になるのか、二大政党制をもう一度つくるのか
今、自民党に対抗できる政党がないが支配層はそれでよいのか疑問
東京選挙区で護憲派議員が二人当選し、無党派層が共産党に流れ始めていることに危機感を持っているだろう
自民党政治を補完する政党との二大政党制を目指すこともあるのではないかと
- S) 吉良佳子、山本太郎両氏で 130 万票以上を獲得している
新しい候補者、しっかりした政党 こうしたところに投票しようという流れ
これまでは護憲派に票は流れなかったが、やはり変化が生じている
- M) 国防軍をつくっても兵隊がいらないし、少子化は止まらない

徴兵制の危険性がある、自分に被害が及ぶ可能性があることを訴えていくべき

S) 改憲策動は三年後のダブル選挙時、そのときに国民投票となるのか

三年を待たないで明文改憲をしようとしているのか、不透明だ

M) 一度国民投票で否決されたら十数年は発議できない

それを考えると、現在の世論では難しいだろう

S) 公明党がどうでるのか 加憲のテクニックを使いながら支持勢力を取り込んでいくか

M) 当面は国民に色々な恐怖感をすり込みながら改憲の動きを進めていくだろう

そこへ向けての草の根的な運動が求められている

M) 加憲と 96 条改正がセットになると危険であり、批判を強める必要がある

E) マスコミを利用して浸透させていくのではないか

M) 山本太郎について、院内共闘などの可能性を模索してはどうか

2 憲法問題、憲法アンケートの結果、サマーセミナー等

H) 無関心な層にどうアプローチしていくのかを最優先課題にしなければならない

講演依頼をしてくるところはそもそも護憲派である

そうでないところに出て行かないと、広がらない

旬報は、事務所に依頼が来ているのではなく若手弁護士の会に講演依頼が来ている

現役子育て世代、中学校や高校にどう入り込むか

S) サマーセミナーについて 1 日目は半田滋さん、1 日目の夜は八法亭みややっこ

2 日目は憲法アンケートの結果をもとに議論。成功した事例の共有、困っている点（主体、参加者）、今後の運動について意見交換をしたい

M) 学習会の目的は人に働きかけたり、広めてもらうということ

そのためにどんな工夫をしていったらいいのかという視点で議論してはどうか

M) 最左翼が動かないと運動が広がらないのに、労働組合が動いていないことが問題だ

運動を成功させるためには左翼系団体が危機感を持って本気にならないといけない

H) 学習会の位置づけを意識的にやるべきではないか

護憲で固まっている人にはどう広めてもらうかを意識し、そうでない層にはまず知らせることを意識し、参加者の層によって使い分けをすることが重要

S) 普通の人に運動を広げたという具体例がもっと出てくるといい

M) 半田さん自身が講演活動をしているだろうから、その経験を聞いてみてはどうか

H) 都心の新婦人、労働組合があまり動かない

S) 全労連は 11 月に全国縦断キャラバンを 40 日間やるとのこと

上京するまでの間で全国街宣をやる

参議院選挙後の最大の問題が憲法問題だと位置づけたということだ

労弁でも憲法問題は議論になっていない

H) 東京弁護士会の法教育 PT でも取り上げている

PTA に働きかけをしているが、実現するのが難しい

S) 9 条の会東京連絡会では、高校の前で街宣をやろうという話がある

- E) 本当に広げたい層は 20 代、30 代で、そこにどう切り込んでいくか
- S) サマーセミナーについてはさらに個別にお誘いをしていく
- S) 10 月 14 日に大阪で 9 条世界会議が開催される
 - 首都圏ではまだ宣伝されておらず、広まっていない
 - 10 月 13 日に野音で反原発の集会があり、労働組合が結集することになっているが、14 日にも首都圏から多数参加してほしい
 - 旬報でチラシを取り寄せているので、各事務所必要な部数を連絡してほしい

3 秘密保全法

- M) 7 月 30 日に衆議院第一議員会館で秘密保全法反対の院内集会を実施予定

4 選挙制度問題

- M) すぐに動きがあるわけではないが、選挙制度の抜本改正の動きがあるだろう
 - それに反対する世論をどれだけ形成できるか
 - 衆議院のことだけ議論してはいけない 参議院も視野に入れて運動すべき

5 労働問題、貧困問題

- O) 安倍「雇用改革」批判のブックレットが 8 月下旬に発行予定
- M) 東京選挙区で労働問題と扱った吉良佳子さんが当選、ブラック企業問題はうけが良い
 - 若手の労働者の貧困問題をもっと広めていくべき
- H) 参議院選挙後の労働に関する情勢はかなり変わってくるだろう
 - きちんと警戒し、大きい運動を広げていくべき
 - 団東京支部と労働弁護団東京支部の共催で集会をするなどの働きかけを
- M) テーマを用意して、こちらから働きかける必要がある
- M) 青法協とも連携して、労働弁護団に働きかけてはどうか
- N) 貧困問題について、廃案にはなったが生活保護の切り下げ問題がある
 - 引き続き声を上げていく必要がある

6 震災・原発問題

- I) 7 月 23 日に新潟と山形で一斉提訴があった
 - 今月にも原発被害弁護団（避難者訴訟）で第二次提訴の予定
 - 他の弁護団も同様に、提訴したいという人が多いが、ADR の限界のあらわれ
 - 訴訟救助について、支払われた賠償金を収入として認定しており、即時抗告した福島支部は弁論を分離せず高裁の決定が出るまで期日を入れないという対応だった
 - やむを得ず即時抗告を取り下げ、ようやく 10 月 2 日に第一回弁論期日が入った
 - 消滅時効の援用は許されないという署名集めに引き続き取り組む
- M) 原発については、焦らないで徹底的に闘うことが重要だ

7 教育問題

- H) 教科書問題の経験交流について、団本部の教育委員会で運動を担っている市民を含めて経験交流をするのであれば教科書ネットの会議に出席してほしいとの話になった
教科書問題で運動をやっている市民は色々である
- S) 教育連絡会世話人会という運動体がある
毎月 1 回経験交流や学習会を行っており、そこに顔を出すこともありうる
- M) 少人数でもいいので、まずは経験交流を実施すべき
団内部の勉強会という位置づけにして、教科書ネットの俵さんや杉並の関係者にきてもらってはどうか
- H) 杉並、大田、武蔵村山の運動の状況等を各地から報告してもらい、全国の動きを俵さんに話してもらうということでどうか
- S) 11 月ころを目処に準備を進める

8 オリンピック問題、都政問題

- I) オリンピック問題についてこれから声明の作成に着手する予定
トルコの暴動の影響で東京に決定しそうである
活動費についてカンパをお願いしている
- M) 団東京支部として 1 万円を負担する
- S) 築地市場の移転問題について、「築地市場移転問題と都民の食を考える懇談会」が開催され、
9 月 7 日にシンポジウムとデモ行進をする予定
- M) オリンピック問題との関係がある
- M) 観光の問題を前面に打ち出した方が良い

9 選挙運動の自由と弾圧・干渉について

- M) 警察が結構聞き込みをしていた
ポスターを切ったりということはあったが、組織的な妨害とは異なる
- E) 安倍首相の遊説中に、原発について質問のプラカードを持っていた人が警察に囲まれてプラカードを取り上げられた上、職場宛に後日プラカードが送られてきたということがあった

10 団本部事務所移転について

- M) 耐震性の問題があり、移転せざるを得ないが、問題は費用
物件を購入する予定 予算としては 6000 万円で、うち 2000 万円をカンパで集める
2000 万円は団員から借入れ予定。各支部がどう取り組むかが問題
東京支部で最低でも 600 万円を確保しなければいけない

お詫び

支部ニュース No475 号の 5 月議事録中、「武蔵野市」の記載は「武蔵村山市」の誤りです。
476 号の訂正文も不十分であったため、再度訂正します。不手際を重ねてお詫びします。

日誌

7 月 5 日～8 月 2 日

- 7 月 5 日 労働問題全国会議
9 日 秘密保全法共同行動会議
11 日 団国際問題委員会
18 日 団事務局会議
22 日 団選挙制度問題委員会
24 日 団治安問題委員会／支部幹事会・憲法問題学習会／団構造改革 P T
27 日 団将来問題委員会／常任幹事会
8 月 1 日 団教育問題委員会
2 日 支部事務局会議／支部弾圧対策会議



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化を
お勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、
月々の所得を1年間、または2年間補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、
手厚く補償します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

<保険料表（月払）>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、
団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円
（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	1年	2年
25歳～29歳		820	990
30歳～34歳		1,000	1,250
35歳～39歳		1,260	1,640
40歳～44歳		1,570	2,100
45歳～49歳		1,870	2,540
50歳～54歳		2,170	3,000
55歳～59歳		2,300	3,230
60歳～63歳		2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、
最長70歳まで長期に補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる
保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の
上昇に連動してインフレスライドさせてお支払
いたします。

<保険料表（月払）>

団体割引25%、保険料単位：円（保険金額
10万円あたり）

		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
満年齢	支払対象外 期間	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3
橋本ビル3F

TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：03（3231）4111